平成２９年（再ロ）第１０号
大阪府富田林市藤沢台５丁目13番８号（201）
再生債務者　棟近　直樹
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年10月10日まで
4　一般異議申述期間　平成29年10月16日から平成29年10月30日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２９年（再ロ）第２号
宮崎県日南市吾田東11丁目８番11号
再生債務者　松尾真一郎
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年10月10日まで
4　一般異議申述期間　平成29年10月24日から平成29年10月31日まで
宮崎地方裁判所日南支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第５号
仙台市若林区中倉２丁目１番25―２号
再生債務者　齋藤　寛子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年９月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年10月２日まで
平成29年９月11日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２９年（再ロ）第２号
群馬県邑楽郡板倉町板倉4228―６レオパレスグリーンフラットＥ103号室（住民票上の住所）福島市上鳥渡字しのぶ台53番地の４
再生債務者　加藤　竜
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年７月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年10月３日まで
平成29年９月12日　福島地方裁判所

平成２８年（再ロ）第１００１１号
東京都府中市小柳町５丁目２番地の53
再生債務者　増井　一宏
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年８月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年10月３日まで
平成29年９月12日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（再ロ）第５号
千葉県柏市松葉町４丁目７番地　２棟501号
再生債務者　長﨑　郁子（旧姓渡邉）
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年９月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年10月６日まで
平成29年９月８日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（再ロ）第６号
埼玉県坂戸市薬師町36番地11
再生債務者　多田　智
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年９月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年10月10日まで
平成29年９月８日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再ロ）第３号
千葉県柏市大津ケ丘３丁目40番12
再生債務者　鈴木　大介
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年９月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年10月10日まで
平成29年９月11日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（再ロ）第９号
堺市堺区北波止町26番地14
再生債務者　青山　耕三
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年９月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年10月10日まで
平成29年９月11日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１００１２号
東京都足立区古千谷本町３―12―９
再生債務者　髙橋　公明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年９月11日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第１号
鳥取県倉吉市福庭町２丁目15番地（旧住所鳥取県東伯郡北栄町江北500番地14）
再生債務者　松原圭一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年９月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年９月12日　鳥取地方裁判所倉吉支部

給与所得者等再生による再生計画不認可

平成２９年（再ロ）第３号
神戸市中央区脇浜町３丁目５番32―402号
再生債務者　櫛濱こと　櫛濵　幸子
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成29年６月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法241条２項１号に定める事由がある。
平成29年９月11日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

会計検査院共済組合定款の一部変更について

会計検査院共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。
平成 29 年９月７日
会計検査院共済組合代表者
会計検査院長　河戸　光彦

第18条第２号及び附則第５条第１項中「第11条の３の４」を「第11条の３の３」に改める。

附　則

この変更は、平成29年９月７日から施行し、変更後の第18条第２号及び附則第５条第１項の規定は、同年８月１日から適用する。

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年九月十五日
掲載頁　八十九頁（号外第二〇〇号）
（乙）確定した最終事業年度はありません。
平成二十九年九月二十一日
岩手県盛岡市長田町二番二一号
（甲）株式会社田中資産管理
代表取締役　田中　紘一
岩手県盛岡市長田町二番二一号
（乙）株式会社和マネジメント
代表取締役　田中　和

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月二十四日
掲載頁　六十九頁（号外第一五八号）
平成二十九年九月二十一日
群馬県前橋市古市町一丁目五〇番地一二
（甲）カネコ種苗株式会社
代表取締役　金子　昌彦
熊本市中央区国府一丁目一三番三号
（乙）前田農薬株式会社
代表取締役　高津　武司